

財務省告示第二百九十一号

省令第三十号（第七條第三項の規定に基づき、平成十五年三月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）

平成十五年四月十四日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項の適	振替法の適	発行方法	発行金額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行	発行行	利率	
利付国庫債券（十年）（第二百四十七回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替を	簡易生命保険特別会計の積立金による引受け	額面金額で七百三十六億円	七百三十八億八千七百四万円	五万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年三月二十日	額面金額百円につき百円三十九銭	年〇・八パーセント	平成十五年九月二十日
<p>が銀行休業日に当たるときは、金額を次払う。ただし、算出した金額を、銀行に当たるときは、</p>												

十 十 十 十 十
七 六 五 四 三

払 払 元 償 償 後 第
込 場 利 還 還 の 二
期 所 金 金 期 利 期
日 支 額 限 子 以

平 日 額 平 利 て を 毎
成 本 面 成 子 ` 支 年
十 銀 金 二 支 所 支 三
五 行 額 十 払 の 日 以 月
年 三 百 五 年 前 六 各 及
三 月 円 に 三 月 月 支 九
二 二 づ き 月 間 に 属 す お 二
十 日 百 円 日 属 す 日 十 日

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.8 \times 1}{100 \times 2}$$

す 次 その
る 号 及 翌
期 日 び 営
日 第 業
に 十 日
つ 四 に
い 号 支
て にお 払
同 いて ough
じ。 (以下
。)。 いて 定
規 定